

「お客様本位の業務運営に関する基本方針」 に基づく主な取組み状況（2025年度）

お客様本位の業務運営に関する基本方針

ブレイブ少額短期保険株式会社（以下、当社）は「お客様が大切な判断をされるときに、より広い選択肢をお持ちいただけるよう、また選択されるときに勇気をお支えできるよう、相互扶助の精神のもと、機会の平等の実現に資する保険サービスをご提供することで、お客様に信頼され、広く社会のお役に立てる会社となること」を経営理念とし、「お客様に信頼され、広く社会のお役に立てる会社」となるため、以下のとおり「お客様本位の業務運営に関する基本方針（以下、本方針）」を定め、お客様の利益を最優先する公平・公正な業務運営に努めてまいります。また基本方針につきましては、取組み状況を振り返り、必要に応じて適宜見直してまいります。

基本方針 1. お客様本位の業務運営

当社は経営理念に則り、トラブルに直面するお客様の勇気をお支えできるよう、
お客様本位の業務運営こそが最も重要であるとの認識のもと業務を運営してまいります。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係	取組状況
対応する金融庁の原則 【原則 2】顧客の最善の利益の追求☆ 【原則 6】顧客にふさわしいサービスの提供 【原則 7】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 ※☆印は本基本方針と最も対応するもの（以降同様）	1. お客様の声を経営に活かす態勢の構築 当社は、当社の役職員に直接、あるいは代理店等経由でお寄せいただいたお客様からの声を真摯に受けとめ、誠実にかつ迅速に対応いたします。また、よりお客様にとって価値ある会社への成長を実現するため、頂いたお客様の声を貴重な情報源として一元管理を行ない、その分析を通じて課題点の検出ならびに改善策の検討・実装による業務品質の向上につなげる態勢を構築しております。 2025年度においては、お客様から寄せられた苦情・相談件数（計2件）について管理簿に基づき全件一元管理・分析を行い、業務品質の向上や再発防止に向けた社内チェック態勢の維持・強化に活かしております。 2. 「十割司法実現プロジェクト」の推進 当社は「事後型弁護士保険ゼロ」の提供開始を皮切りに、誰もが弁護士に依頼できる社会の実現を目指す「十割司法実現プロジェクト」を始動しております。日本の司法業界において長らく課題とされております「二割司法」の改善に向け、「事後型弁護士保険ゼロ」により金銭面の不安解消に貢献できるよう、ご賛同頂ける企業・弁護士の皆様方とともに尽力してまいります。

基本方針 2. 利益相反取引の適切な管理

当社は、お客様の利益が害されることのないよう、利益相反の可能性について把握し、適切な管理に努めてまいります。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係	取組状況
対応する金融庁原則 【原則 3】利益相反の適切な管理☆ 【原則 7】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	1. 利益相反の可能性のある取引の管理体制整備 当社では「お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引」を適切に把握・管理するため、利益相反管理規程を制定し、対象となる取引類型を明確化のうえ、業務管理部を管理部署として対応する体制を構築しています。 社員は類型に該当するおそれのある事案が発生した場合、利益相反管理統括部署に報告を行い、指示・助言に基づき、適切な対応措置を講じる運営としております。 2. 社員教育 「お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引」を適切に把握・管理するため、社員への教育を定期的に実施し、周知・徹底を図っております。 なお、2025年度中に利益相反の恐れのある取引はありませんでした。

基本方針 3．重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客様が正しくご理解のうえご加入いただけるよう、保険商品・付帯サービスに関する重要事項等について、お客様の立場に立って、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係	取組状況
対応する金融庁原則 【原則 4】 手数料等の明確化 【原則 5】 重要な情報の分かりやすい提供☆ 【原則 6】 顧客にふさわしいサービスの提供（注 5）	1. 「事後型弁護士保険」の内容をご理解いただくために 当社が提供する「事後型弁護士保険ゼロ」は他に類を見ないサービスであり、多くの方にとって馴染みが薄いものであるため、重要事項説明書、パンフレット等をわかりやすいものとすることに力を注いでおります。また、当社ホームページ（HP）でもサービス説明用のページ（https://brave-ss.co.jp/service）を設けております。 2025年度においては、重要事項説明書等の商品説明改訂は実施しておりませんが、引き続き弁護士の皆様に代理店業務を担っていただくことで、「トラブルの解決についての話」と「保険についての話」という専門的な内容を、お客様へワンストップで分かりやすくご説明できる体制を継続・維持しております。

基本方針 4. お客様にとってより良い商品・サービスの提供

当社はお客様や社会のニーズにお応えできる商品開発・付帯サービスの開発に努めてまいります。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係	取組状況
対応する金融庁原則 【原則 2】顧客の最善の利益の追求 【原則 6】顧客にふさわしいサービスの提供☆	1. まったく新しい事後型弁護士保険「事後型弁護士保険ゼロ」 当社は、トラブルが起きた後に加入できる、これまで我が国になかった事後加入型の弁護士保険「事後型弁護士保険ゼロ」を日本で初めて（※ 1）開発・発売いたしました。 「事後型弁護士保険ゼロ」は、他に類を見ない「トラブル発生後に加入できる」保険であり、トラブル相手との争いの結果、相手からの回収額（収入）と争いに要した費用（支出）との差額がマイナス（赤字）になってしまった場合に、その赤字について補償する保険サービスです。この費用（支出）には保険加入にあたってお支払い頂く保険料も含まれますので、期待通りの回収ができなかった場合でも、最終的な赤字は「ゼロ」となります（※ 2）さらに、提携金融機関による初期費用の立替・融資サービスもご用意しておりますので、こちらをご活用頂くことにより、自己資金「ゼロ」での保険加入および弁護士への依頼が可能となります（※ 3） 今後もお客さまの声に耳を傾け、お客さまのニーズにお応えできる新たな商品・サービスの開発に努めてまいります。 ※ 1 当社調べ ※ 2 ご契約の保険金額が補償額の限度となります。詳しい商品内容については以下ご参照ください https://brave-ss.co.jp/service ※ 3 融資にあたりましては貸金業法等に基づく審査が必要となります。

基本方針 5．当社役職員並びに当社代理店に対する適切な動機づけ

当社はお客様本位の業務運営を遂行するため、教育・指導を鋭意行ってまいります。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係	取組状況
対応する金融庁原則 【原則 2】顧客の最善の利益の追求 【原則 6】顧客にふさわしいサービスの提供 【原則 7】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等☆	1.お客様の苦情の分析と経営への反映 お客様から寄せられた苦情については、毎月開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」において「苦情内容」「背景」等の確認・分析を実施し、その結果を踏まえて取締役会で再発防止策等を検討・徹底することにより経営改善に活用しております。 2.社内意識の醸成 原則として週次で全役職員参加の会議を開催し、役職員全員の「お客様本位の業務運営」に関する意識を醸成しております。また、適切な知識の習得や企業風土の定着のため、定期的な研修を行っております。 2025年度においては、以下の取り組みを通じて社内および代理店のコンプライアンス意識の徹底を図りました。役職員教育：全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施。代理店教育：すべての代理店に対してコンプライアンス研修および業務の自主点検を実施。その結果概要についてはコンプライアンス・リスク管理委員会に報告し、適切な指導・管理態勢を維持しております。

(参考) 「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営に係る基本方針」
について (2024年9月26日)

「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営に関する基本方針」について

金融庁の原則	当社基本方針の該当箇所
原則 2	基本方針 1. お客様本位の業務運営 基本方針 4. お客様にとってより良い商品・サービスの提供 基本方針 5. 当社役職員並びに当社代理店に対する適切な動機づけ
原則 3	基本方針 2. 利益相反取引の適切な管理
原則 4	基本方針 3. 重要な情報の分かりやすい提供
原則 5	基本方針 3. 重要な情報の分かりやすい提供
原則 6	基本方針 1. お客様本位の業務運営 基本方針 3. 重要な情報の分かりやすい提供 基本方針 4. お客様にとってより良い商品・サービスの提供 基本方針 5. 当社役職員並びに当社代理店に対する適切な動機づけ
原則 7	基本方針 1. お客様本位の業務運営 基本方針 2. 利益相反取引の適切な管理 基本方針 5. 当社役職員並びに当社代理店に対する適切な動機づけ

(参考) 注記

(注) 本基本方針は金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に照らして策定しております。各原則との詳細な対応関係につきましては、こちらの「対応関係表」をご確認ください。なお、原則4（手数料等の明確化）について当社が取り扱う保険商品においてはお客様が名目を問わず直接負担する手数料その他の費用は存在しないため、原則6（注1）（注3）（注4）（注6）（注7）およびプロダクトガバナンスに関する補充原則1～5については、当社は投資性金融商品の販売・推奨、組成又は運用を行っておらず、当社の商品特性・販路・業務実態に照らして想定される枠組みに該当しないため、非該当としております。